

仕 様 書

1. 修 繕 名 市川市こども発達センター機能回復室床修繕
2. 施 行 場 所 市川市大洲4丁目18番3号
3. 施 行 期 間 令和3年2月11日から令和3年2月15日まで
4. 作 業 時 間 午前9時から午後5時まで
5. 担 当 部 署 市川市こども政策部発達支援課(市川市こども発達センター内)
住所：市川市大洲4丁目18番3号 電話：047-370-3561

6. 修繕の概要

本修繕は、こども発達センター2階機能回復室床のクッションフロアへの張替え修繕を行うものである。

- 既存タイルカーペット撤去 85 m²
- 下地処理 85 m²
- ソフト巾木張替え（高さ75mm） 36m
- クッションフロア貼り 等級L-45（規格4.5mm厚）85 m²

7. 添付資料

- (1) 別紙1 内訳明細書
- (2) 別紙2 2階平面図（修繕箇所）
- (3) 別紙3 対象施設位置図
- (4) 別紙4 完了届(市指定用紙)

8. 廃材処分

産業廃棄物及び発生材等については検査終了後受注者が責任をもって処分するものとする。

9. 適用規格

日本工業規格（JIS）、その他関係諸規格

10. 責任者

本修繕を迅速、確実に処理でき得る技量を有し、かつ安全で円滑な作業管理を行い得る人格及び経験を有する責任者を常駐させ、担当部署と連絡を緊密に取り修繕の推進を図ること。

11. 施行条件

すべて作業は、仕様書および契約書によって実施しなければならない。また、これらに明示されていない施行条件および明示条件が不明確な施行条件については、担当部署と協議し決定するも

のとする。

1 2. 作業員の選択

受注者は本修繕施行に適した作業員を選び、熟練を要する作業には相当な経験を有する熟練工を使用しなければならない。

1 3. 危険防止

作業中は、所要の人員を配置し、現場内の整理整頓および十分な危険防止処置を施すとともに事故防止に努めなければならない。周辺道路の通行人、通行車両に支障を与えないよう対策を実施すること。

1 4. 検査

- (1) 検査については、市川市建設工事検査要綱に準じるものとする。
- (2) 市指定の完了届を提出するものとする。
- (3) 本修繕完了後、担当部署の検査を受けること。

1 5. 報告書

修繕の施行に際し、修繕前、修繕中、修繕後の写真を報告書とともに提出すること。

1 6. 荷造運搬

受注者は、材料等の運送途中において、材料等に損傷をあたえぬように入念に行い途中の破損等については、すべて受注者の責任において処理すること。

1 7. 契約不適合責任

発注者は、本契約による作業の結果が、約款及び仕様書等に定めた業務の内容に適合しないことを認識した場合、当該不適合が受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、認識した時点から1年以内の間に受注者に対する通知を行うことにより、受注者に対して不適合部分の補修を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

1 8. 受注者

- (1) 受注者は、その使用人と適正な雇用契約を結び、労働関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 本修繕において必要に応じ、関連機関の立会いを求めること。
- (3) 本修繕において事前に工程表を担当部署へ提出し協議を行うこと。

1 9. 協議事項

上記、施行条件（1 2. 施行条件）において、これらに明示されていない施行条件等が不明確なものについては、担当部署と協議のうえ履行すること。